

## 1. 事業の概要

事業の名称	新大河原町学校給食センター整備事業
事業の内容	<p>【概要】施設設備の老朽化が進んだ現学校給食センターに変わる施設を、現在の基準に適合した施設設備により町内の適切な場所に建設し、質の高い学校給食事業を安定した形で実施するものです。</p> <p>対象校：大小、南小、金小、大中、金中 計5校</p> <p>最大給食数：2,500食（炊飯設備なし）</p> <p>敷地面積：5,000㎡程度</p> <p>建物構造：鉄骨造一部2階建て</p> <p>延床面積：1,800㎡程度</p> <p>事業内容：上記条件設定による土地取得、設計・施工、運営業務の発注及び実施</p> <p>【上位計画との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次長期総合計画 後期基本計画</li> <li>・公共施設等総合管理計画</li> </ul>
事業計画の背景	<p>【背景】昭和53年に建設された現給食センターは、これまで経年による施設設備の不具合をその都度改修してきましたが、平成9年の学校給食衛生管理基準のドライ方式への変更、施設の耐震化の必要性、食育教育、食物アレルギーへの体制整備などに対応するためには、新しい施設建設が必要であるという認識に至りました。</p> <p>【期待される効果】学校衛生管理基準に沿った施設にすることで、食材の搬入から、調理、配送、回収、洗浄、保管の一連の作業が、衛生面・安全面に十分配慮され、効率の高い事業運営ができると共に、耐震性の向上、食育教育と食物アレルギーへの対応といった課題も十分に対応できると思われまます。</p>
事業の目的	現在の学校給食センターの様々な課題を解決するために、新たな給食調理施設を建設整備し、町内各小中学校の児童生徒へ、質の高いおいしい給食を、安全で安定的に提供する一連の体制を整備するものです。

これまでの取組状況	平成 24 年から 25 年度にかけて「三町共同給食センター建設構想」が検討されましたが実現せず、以降、町単独で整備するために「大河原町学校給食センター新施設建設検討会議」を設置し、「新大河原町学校給食センター整備基本構想」を平成 27 年度までに作成しました。この基本構想を基に、平成 28 年 12 月に「大河原町学校給食センター基本計画」を策定し「施設の整備条件・建設候補地」「DBO 方式による事業実施」を定めております。
今後のスケジュール	<p>DBO 方式による事業スケジュール</p> <p>①用地取得(土地鑑定、確定測量業務等含む) 平成 29 年度 ・土地取得に係る議会の議決</p> <p>②事業監修業者(コンサルタント会社)選定(入札)</p> <p>③事業公告(募集要項・要求水準書・採点基準等作成)</p> <p>④プロポーザルによる「設計・建設・調理機器・調理業務業者」の一括選定</p> <p>⑤業者により「実施設計・建設工事」 平成 30～31 年度</p> <p>⑥施設完成、調理業務開始 平成 31 年度</p> <p>※①から④までの作業の進行によって、⑥の時期は変わる可能性がある。</p>

## 2. 事業内容

用地関係	予定地	大河原町 用途地区：無指定地域 (金ヶ瀬字原地区)
	用地確保の状況	用地の確保 済・未 町有地 民有地買上・その他 ( )
	敷地面積	5,000 m <sup>2</sup> 程度
	規制の状況	規制区域 都市計画区域 未線引き区域 用 途 指定なし 建ぺい率 70% 容 積 率 200% そ の 他 下水道処理区域
建設関係	事業規模	<p>《事業面積》</p> <p>建物延床面積 1,800 m<sup>2</sup></p> <p>《主要施設》</p> <p>学校給食センター(食品工場)</p>
工事関係	事業規模	<p>《延長、面積、構造等》</p> <p>鉄骨造一部 2 階建て 延床面積 1,800 m<sup>2</sup>程度</p>

3. 事業費（従来方式と DBO（デザイン・ビルド・オペレイト）方式の比較も含め）

	項 目	従来方式	DBO 方式
		延床面積 1,800 m <sup>2</sup> 程度	延床面積 1,650 m <sup>2</sup> 程度
建設費又は 工事費 A	調査費（※DBO方式に事業監修含む）	4 百万円	13 百万円
	設計費・工事監理費	48 百万円	48 百万円
	建設費又は工事費	1,076 百万円	860 百万円
	付帯施設設置費(厨房機器等)	250 百万円	250 百万円
	外構工事費	50 百万円	50 百万円
	既存施設解体費	18 百万円	18 百万円
	その他（用地費等）	75 百万円	75 百万円
	敷地造成費	38 百万円	38 百万円
	小計	1,559 百万円	1,352 百万円
	【財源内訳】		
国庫支出金	164 百万円		
起 債	958 百万円	919 百万円	
一般財源	437 百万円	433 百万円	
小計	1,559 百万円	1,352 百万円	
運営管理費 B	15 年間の運営管理費の累計 (建設又は工事後の施設の利用を H31 年～H46 年の 15 年間と想定)		
	業務委託費(調理業務・配送業務)	960 百万円 (1 年 64 百万円)	
	維持管理経費(光熱水費、建物保守等)	495 百万円 (1 年 33 百万円)	
	業務管理経費	150 百万円 (1 年 10 百万円)	
	小計	1,605 百万円 (1 年 107 百万円)	
	【財源内訳】		
	一般財源	1,605 百万円	1,605 百万円
小計	1,605 百万円 (1 年 107 百万円)	1,605 百万円 (1 年 107 百万円)	
合計 A+B		3,164 百万円	2,957 百万円

4 大規模事業評価の実施に関する要綱第5条各号に規定する評価の観点等に基づく評価結果は、次のとおりである。

【評価結果調書】

(1) 事業が社会経済情勢から見て必要であるか。(第1号関係)

【当該施設の想定される利用者、ニーズ】

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして、義務教育諸学校の設置者が学校給食を実施することを定めた学校給食法にもとづき、現在の学校給食事業を今後も安定的に実施していく必要がありますが、事業実施には適当な公有地を持たないことから建設用地の買収の必要があること、また高騰を続ける建設費用の圧縮、更には長期にわたり安定した調理業務を経済的な方法で行う仕組みについて、できるだけ早く形づくることが求められています。それらを十分に意識し、検討した結果として、今回提案の事業計画となっております。

(2) 町が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

学校給食を行うのは学校設置者の任務であることから、今回の事業は町が事業主体となり、事業の一部(設計・施工、維持管理・運營業務等)を民間へ委託する方式が、現在の社会情勢から見て適切であると思われまます。

(3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(第3号関係)

既存施設の老朽化に伴い、学校給食の安全で安定した提供のためには、現在の基準にあった施設を早急に建設する必要があります。

(4) 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

学校給食センターの整備手法には、設計、建設、運營業務を個別に契約する「従来方式」、設計・建設を一括して発注する「DB(デザインビルド)方式」と維持管理・運營業務まで含めた「DBO方式」、自治体と特別目的会社(SPC)とで事業契約を行い資金調達をSPCが行い、毎年平準化した事業運営費をSPCに支払う「PFI方式」等があり検討しました。その結果、一括発注するDBO方式が、計画開始から供用開始までの期間が短く、施設建設計画に維持管理のノウハウが反映できるため建設費用のコスト低減が可能となることから、従来方式の「国の整備補助金」を得られなくても、DBO方式の方が今回の計画には最も適した整備手法であると思われまます。

(5) 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

学校給食センターは食品工場であることから、その設置場所は用途指定が工業地域または準工業地域**或いは無指定地域**となっております。この条件にあった場所を建設候補地としております。

(6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

現学校給食センターが、老朽化による施設の建替えが急務となっている現状において、安定した給食提供を「経済性に配慮し、迅速な完了を見込むことのできる事業」として行う今回の事業は、より良い効果を得ることができると考えております。

(7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

学校給食センターについては、食品調理を行うため、煮炊きの匂いが周辺へ漂うことがありますが、騒音等の影響はほとんどありません。今回予定している場所は無指定地域で、住宅地より北西側に位置し、住宅への匂いによる周辺への影響は少ないと思われまます。また、雑排水については、下水道処理区域であるため、公共下水管を利用いたします。

(8) 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

安全安心で良質な学校給食を安定して子供たちに提供することを、保護者、町民は求めていることから、内的な要因により実施できない場合に、実施者が負う責任は大きなものがあると思われまます。

そこで、現施設に代わる新たな施設を早急に、清潔な環境と効率的な作業のできる施設整備、良質な給食を安定的に調理できる体制の整備が必要と考えまます。

(9) 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

基本計画では想定される諸条件から建設費用、運営費用を積算しておりますが、事業実施にあたっては、それぞれの段階で、経費節減のために競争原理のもとで業者の選定等を行ってまいります。

以上のとおり、新大河原町学校給食センター整備事業について町が評価を行った結果、適切であると判断した。